

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月31日（火）午後1時35分から午後2時8分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（19人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
職務代理者	9番	内田孝光
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	13番	中野敏憲
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	17番	松田林一
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（0人）

6. 議事日程

- 第1 議案第25号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第26号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第27号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第28号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第29号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直

主事
主事

平川祥子
北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。

今回は、こういうコロナ禍の中ということで、すべての発言につきましては飛沫感染を防ぐため、着座にて発言をしていただきますこととしておりますので、御了承願いたいと思います。

また、今月の総会は、改選後、初の定例会でありますけれども、新任の農業委員さんもいらっしゃることから、職員紹介を行いたいところがございますが、新型コロナウイルス感染防止対策に則りまして、別紙にあります書面での紹介とさせていただきます。

皆様方、よろしく願いいたします。

それでは、今回の総会は、新型コロナウイルスの感染者が、仮設庁舎の職員にも感染が発覚しております。熊本県のリスクレベルがレベル5の厳戒警報が発出されていることから、出席人数を制限するために、農業委員のみの出席とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回も前回同様、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回は挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭に発言していただきます。

以上、委員の皆様には御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から8月の総会を開会したいと思います。

農業委員全員出席ということで総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。

大変暑い日が毎日続いておりますが、熱中症には注意されましていただきたいと思います。

それでは、新型コロナの感染者がこの仮設庁舎にも発生しております関係上、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆さまの御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

2番 吉永安圭美委員、3番 平野英明委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくをお願いします。

議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第25号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が1件ありました。

地目は、畑240平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、坂本。

6番

坂本の農業委員の中村です。申請番号1番について、説明します。

今月の27日に、推進委員と坂本支所の鬼塚さん、中村さんと調査をしてきました。

現地は、坂本の今泉地区、219号線と球磨川のちょうど中間ぐらいのところに〇〇というお寺があります。そのすぐ横の畑です。現地は、きれいに管理してありまして、別に何の問題もないと思っています。譲渡人の〇〇さんは、岡山のほうに出ておられまして、そして譲受人の〇〇さんは、その畑のすぐ隣の家です。別に何の問題もないと思います。よろしくをお願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

事務局	<p>議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議致します。</p> <p>今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。</p> <p>1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、2番の案件は、農用地区域内にある農業用施設用地に用途区分されている農地のため、許可は可能と判断しました。</p> <p>次に、一般基準について説明致します。</p> <p>農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断しました。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、八千把。</p>
5 番	<p>八千把担当の萩本です。申請番号1番について説明します。</p> <p>申請地は古閑中町の〇〇〇〇クリニック、〇へ△△△メートル行ったところで、周りは住宅地で、現況水稻を耕作されている農地です。ここに貸店舗を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思いますが、審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>2番、龍峯。</p>
1 2 番	<p>龍峯校区の農業委員の森本でございます。初めてですので、多々間違ふことはありますけれども、よろしくお願い致します。</p> <p>御説明致します。先だって8月25日に、推進委員の光永さんと現地調査致しました。これは現在、申請地にライスセンターを設置してありますけれども、農繁期になると、車が多く出入りすることによりまして、〇側にある市道が大変危ない状態になっております。そこで、その横に駐車場、並びにもみ殻の排出場を作りたいということで、申請してあります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p>

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

挙手多数ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから7ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が16件、使用貸借権が2件、合計の18件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、3番から、5ページ10番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、11番の案件は、新八代駅から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

6ページをお願い致します。

次に、12番及び13番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、12番、13番の案件につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、14番の案件は、日奈久温泉駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、15番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の

小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、16番の案件は、千丁支所から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

最後に、17番及び18番の案件は、上下水道の二管が埋設されている道路の沿道で、概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

1 番

郡築校区の白石です。ナンバー1番について、説明します。

譲渡人の申請地は、父親が亡くなられてから手入れができずに、耕作放棄されていまして、農地パトロールで、毎年挙げている問題の農地であります。相続人が不動産会社に三、四年前から売買のお願いをされていまして、このほど譲受人の会社の社宅を建築することに決まりました。申請地は、北、東、南側を宅地に囲まれています。西側に道路、排水路が通っています。周辺には農地がありませんので、担当委員として何ら問題はないと思われます。御審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

2番、八千把。

5 番

八千把担当の萩本です。申請番号2番から9番について、説明します。

2番、申請地は、上野町の〇〇〇〇より〇へ△△△メートル行ったところで、現況、畑で利用されている農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。何ら問題がないと思われます。

3番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

4番から9番は同じ案件なので、一緒に説明します。

申請地は古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇の6区画の造成地で、ここに、それぞれ個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思われます

が、審議をお願い致します。

議 長

10番、松高。

18番

先程、事務局から説明がありましたように、松崎町△△△の△は、用途地域内である所で、第3種農地に区分されます。第3種農地は、原則許可が可能である農地でございます。地元としては、何ら問題がない農地であると、判断致しております。

議 長

11番、太田郷。

10番

申請地は、在来線の新八代駅と白百合高校、その間に挟まれた、多分農業生産力は低くて農作業をするにも、大変不便な水田と思います。ここ数年、作付けがなくて、水を貯めているような水田です。地主さんも相当、年齢が高齢なので、こういった農地転用を考えられたと思います。この理由で、よろしく審議方お願いします。

議 長

12番、麦島。

19番

植柳・麦島の吉田です。12番、13番について説明致します。

8月27日、矢鉾委員さんと現地調査を行いました。ここは、先月の案件で挙がっておりましたドッグランの申請地の○になっております。ドッグランを作るための測量をされたときに、この2か所が無断転用だったというのが発覚したそうです。審議方よろしくお願い致します。

議 長

14番、日奈久。

4番

日奈久担当の橋本です。申請番号14番について説明致します。

8月28日、杉本推進委員と現地の確認調査をしてきました。場所は日奈久干拓の○端です。申請地の北側と東側には市道が通っております。今回、譲渡人は申請地を平成31年1月に父より相続され、現在は鹿児島市に居住して、土地の管理ができないという理由で売買を希望されました。また、譲受人は再生可能エネルギーによる売電事業をビジネスとして取り組んでおられます。売電による太陽光発電施設に農地を転用したいと申請されました。

事業計画は、太陽光パネル192枚、年間発電量96キロワットとなるようです。太陽光パネルの高さは2.16メートルなので、周辺の農地の日照、通風の支障は少ないと思われます。太陽光パネルの向きは住宅側の反対方向を向いております。

なお、隣接土地所有者などへの工事について、前向きに事業計画の説明を行うとと

もに、工事または工事終了後において、隣接土地所有者などから苦情があった場合は、自らの責任で誠意を持って対処しますと、被害防除に関する誓約書も交わされています。自然災害対応の保険にも加入されております。審議方よろしくお願ひします。

議 長

15番、二見。

3 番

二見担当の平野です。8月25日に推進委員の瀬本さんと現地調査を行いました。現地は、肥後二見駅から〇に△△△メートルほど行ったところです。二見漁業組合の事務所の〇〇〇になります。事務局より説明があったとおりです。田浦の方からきております県道の拡幅工事に伴う工事で、住宅が一部かかったために、住宅を解体して作り直すということになって、そのときに一部、未申請地の農地が宅地にかかったということです。周辺の農地に影響はなく、何ら問題ないと思います。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

16番、千丁。

7 番

千丁担当の深田です。まず、申請番号16番の説明を致します。
申請地ですが、申請地は、千丁支所より〇へ約△△△メートル位行ったところにあります。南側が県道新八代線、東側と西側が住宅、北側が約5メートルの道路を挟んで農地となっております。先日、地元の推進委員さん3名と共に、現地の確認と調査を行いました。農地への悪影響はないものと思われます。
続きまして、申請番号17番ですが、申請地は、千丁中学校から〇へ約△△△メートル位行ったところになります。東側が道路を挟んで倉庫、北側が住宅、西側が会社の事務所、南側が農地となっております。申請地は、大部分が駐車場となりますので、農地への悪影響はないものと思われます。こちら、地元の推進委員さん3名と現地確認を行っております。申請番号16番と17番の審議をよろしくお願ひ致します。

議 長

18番、鏡。

16番

鏡の本田です。18番について説明致します。
申請地は、元氷川高校から〇へ約△△△メートル、鏡川より〇へ△△△メートルのところになります。譲受人の〇〇さんは、解体業と産廃処理の仕事をされていまして、近年災害が多くなりまして、処理をする量も多くなり、車両、重機、また作業員の増加により敷地が狭いということで、今回、会社の隣接した土地を買い受けて駐車場として、会社に貸し付けるというものです。周りの農地には建物は建てないということです。支障はないものと考えております。御審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

ただし、先程、事務局から説明がありましたとおり、18番の鏡の案件は、農地転用面積が3,000平米を超えることから、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第28号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画を議案書8ページから20ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が22件、面積は14万4,635.3平方メートル、所有権移転が4件、面積は1万5,417平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願い致します。

来月、9月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、9月10日金曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、催合町、鏡町塩浜の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第29号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書21ページから24ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が7件で、面積は5万399平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第29号の説明につきましては、以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日の予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告します。

これをもちまして、8月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆さま、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年8月31日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____